

資料 1

目次

- P1～P11 中山間地域の現状と課題及び中山間地域農業振興
・農山村活性化推進方針（ビジョン）（仮称）
の策定について（案）
- P12 日本型直接支払交付金制度の推進について
- P13～P14 (1)の2)の①のア 多面的機能支払交付金
- P15～P16 (1)の2)の①のイ 中山間地域等直接支払交付金
- P17～P19 (1)の2)の①のウ 環境保全型農業直接支払交付金
- P20 (1)の2)の② 中山間ふるさと秋田づくり総合
支援事業

中山間地域の現状と課題及び中山間地域農業振興・農山村活性化 推進方針（ビジョン）（仮称）の策定について（案）

1 現状と課題

- 中山間地域は、平地地域に比べて生産条件が厳しい状況にあるが、経営耕地面積で県全体の43%、農家数でも総農家数の48%と大きな割合を占めており、食料の供給基地として重要な地域である。
- しかし、経営規模は零細で、販売農家1戸あたりの経営規模は、平地地域の2.60haに対し、特に山間地域では1.95haとなっている。
- また、高齢化の進行が著しく、担い手等の不足が課題となっており、耕作放棄地の増加など、地域の活力低下が懸念されている。

2 中山間地域農業振興・農山村活性化推進方針（ビジョン）（案）の策定

全国に先駆けて高齢化が進行する本県農山村において、小規模ながらも生産活動が継続し、これにより地域社会が支えられている実態を考慮した場合、小規模農家を含む多くの方々が農業に携わることによって農山村を守っていくことが必要であることから、農業振興（産業政策）に農山村活性化（地域政策）を加えた推進方針（ビジョン）を策定した上で様々な施策を有機的に組み立てて対応していく。

◆ 中山間地域農業振興・農山村活性化対策に係る施策分類《※下線は当課の所掌事項》

(1) 元気な農山村の創生（産業政策）

ア 地域資源を活かした所得の向上と雇用の創出

(ア) 元気な中山間農業応援事業等の展開 [地域特産物の生産拡大・高付加価値化]

(イ) 小水力等のエネルギー利用 [地産地消(地域内経済循環)・売電(外貨獲得)]

(ウ) 若者などによる社会的企業^{*}(ソーシャルビジネス)の創出

※ 民間主体のビジネスの形式により、高齢化や環境保全等といった地域社会の課題解決を図り、地域活性化に寄与する取組。

イ 多様な人材の活躍の場づくり

(ア) 女性によるコミュニケーション力を活かした6次産業化等へのチャレンジ

(イ) 農福連携 [農作業のリハビリ効果等に着目した障がい者等の就労機会の創出]

(ウ) ITや流通ビジネス等の経験者(移住者含む)のスキルの発揮

(2) 集落間ネットワークの創生（地域政策）

ア 日本型直接支払制度の推進 [地域資源・多面的機能の維持]

(ア) 住民による農地、水路等の保全管理

(イ) 女性や若者の参加、営農組織の法人化、集落間連携による活動強化

イ 地域コミュニティの維持

- (ア) 住民や民間団体等による営農・生活支援〔農産物の庭先集荷, 資材・食料購入等〕
- (イ) 営農・生活関連施設の集約「小さな拠点(旧旧町村程度)」

(3) 都市との共生社会の創生(地域政策)

ア グリーン・ツーリズムの戦略的な展開(魅力の再発見)

- (ア) ” A k i t a 活力人 ” ちいき応援事業〔活力人等による活性化プログラムの展開〕
- (イ) 地元小学生の農業・農村体験、都市住民の受入環境等の整備〔修学旅行等〕
- (ウ) 農家民宿・農家レストラン・オーナー制度等の商材のブラッシュアップ

イ 都市住民のライフスタイルへの対応

- (ア) 移住の促進、移住先をマッチングするための仕組みづくり(お試し定住等)
- (イ) 「地域おこし協力隊」制度の活用

秋田県における中山間地域の現状

平成 27 年 4 月
農山村振興課

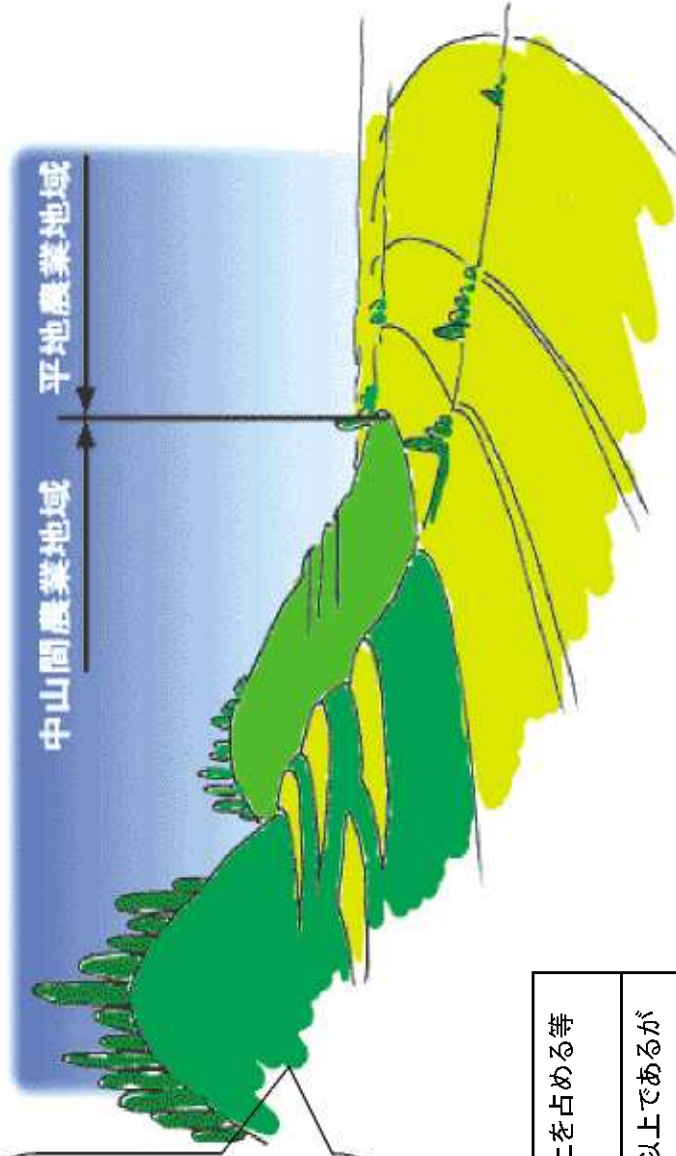
(参考)

1 中山間地域とは

山間地及びその周辺の地域、その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な地域をいい、農林統計上用いられている地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域を指している。

中山間地域は…

- ・県土面積の8割
- ・森林面積の9割
- ・耕地面積の4割
- ・総農家数の5割を占めている。



【参考】農林統計に用いる農業地域類型（要約）

| | |
|--------|-------------------------------------------------------------------|
| 都市的地域 | 人口密度が500人/km ² 以上、DID面積が可住地の5%以上を占める等都市的な集積が進んでいる旧市区町村 |
| 平地農業地域 | 耕地率が20%以上、かつ、林野率が50%未満又は50%以上であるが平坦な耕地が中心の旧市区町村 |
| 中間農業地域 | 平地農業地域と山間農業地域との中間的な地域であり、林野率は主に50%～80%で、耕地は傾斜地が多い旧市区町村 |
| 山間農業地域 | 林野率が80%以上、かつ、耕地率が10%未満の旧市区町村 |

注1：DID（人口集中地区。Densely Inhabited District）：人口密度約4,000人/km²以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地域。

注2：旧市区町村：昭和25年2月1日時点の市町村。

2 中山間地域の現状

中山間地域は、本県の経営耕地面積の43%、総農家数の48%を占めるなど、食料の供給地域として重要な地域である。

◆ 主要指標

| | H17 | | | H22 | | | 増減 中山間 (%) | | |
|------------------|--------|-----------------|-----------------|-----------------|--------|-----------------|------------------|-----------------|-------|
| | 全県 | | | 全県 | | | | | |
| | 山間 | 中間 | 中山間計 | 山間 | 中間 | 中山間計 | | | |
| ①総土地面積 (千ha) | 1,161 | 577 (50%) | 354 (30%) | 931 (80%) | 1,161 | 579 (50%) | 356 (31%) | 935 (80%) | 0.4 |
| ②経営耕地面積 (千ha) | 127 | 17 (13%) | 35 (27%) | 52 (41%) | 115 | 16 (14%) | 34 (29%) | 49 (43%) | -4.5 |
| ③林野面積 (千ha) | 836 | 508 (61%) | 258 (31%) | 766 (92%) | 836 | 507 (61%) | 260 (31%) | 767 (92%) | 0.2 |
| ④総農家数 (戸) | 71,919 | 12,574 (17%) | 20,839 (29%) | 33,413 (46%) | 59,784 | 10,640 (18%) | 18,140 (30%) | 28,780 (48%) | -13.9 |
| ⑤販売農家数 (戸) | 60,298 | 9,844 (16%) | 17,577 (29%) | 27,421 (45%) | 47,244 | 7,868 (17%) | 14,571 (31%) | 22,439 (47%) | -18.2 |

資料：農林水産省「(世界)農林業センサス」

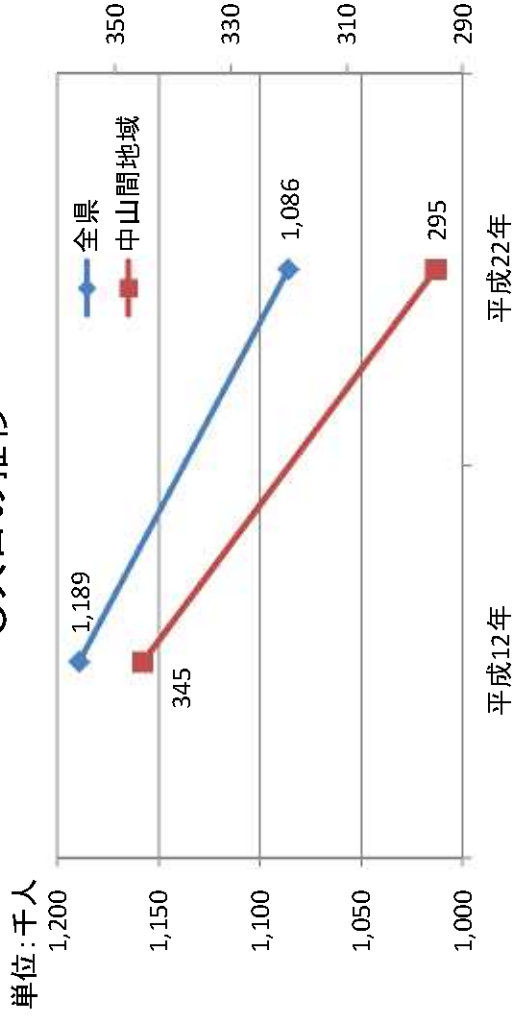
注 下段()書きは、対全県比。

3 中山間地域が抱えている課題

(1) 著しい人口減少

本県の人口は、平成12年から平成22年にかけて9%減少しているのに対し、中山間地域の人口は15%減少と著しい。

○人口の推移



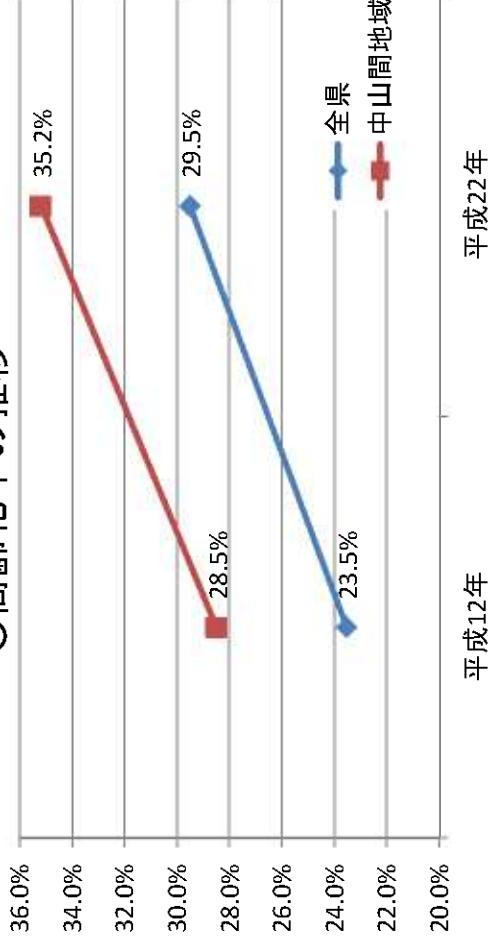
資料：総務省「国勢調査」

注：中山間地域の値は、旧旧市町村単位により、農山村振興課が集計。

(2) 高齢化の進行

中山間地域の高齢化率(65才以上)は、平成12年時点(28.5%)で既に平成22年時点の全県の高齢化率(29.5%)に近い水準となっており、10年先を行く状況で推移している。

○高齢化率の推移



資料：総務省「国勢調査」

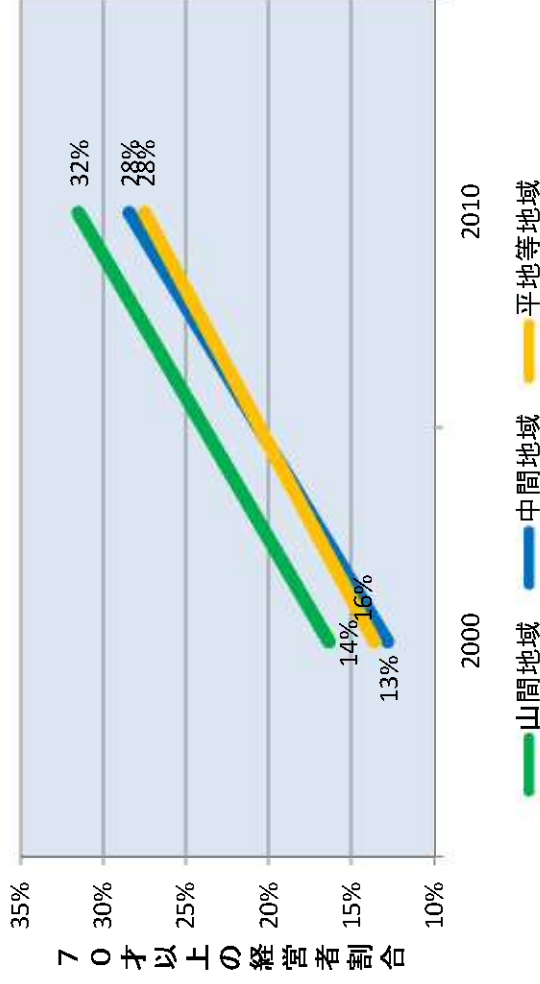
注1：高齢化率は、65歳以上人口の割合。

注2：中山間地域の値は、旧旧市町村単位により、農山村振興課が集計。

(3) 農業経営者の高齢化

中山間地域においては、農業経営者の高齢化の進展は著しく、特に、2010年における山間地域における70才以上の経営者割合は32%と、2000年に比べて2.3倍に増加している。

○70才以上の農業経営者の割合



資料：農林水産省「(世界)農林業センサス」

(4) 農業従事者の高齢化の進行

中山間地域においては、平地に比べて60歳未満の農業従事者(注)の割合が低く、65歳以上の割合が高いなど、担い手の高齢化が進んでいる。

(注) 農業従事者

15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

○農業従事者の推移

| | 県 計 | | 山間農業地域 | | 中間農業地域 | | 平地等農業地域 | |
|--------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 平成17年 | 平成22年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成17年 | 平成22年 |
| 合計 | 91,068 | 71,805 | 14,208 | 11,449 | 26,578 | 21,728 | 50,073 | 38,581 |
| 15~59才 | 26,250 (29%) | 18,231 (25%) | 3,500 (25%) | 2,526 (22%) | 7,207 (27%) | 5,115 (24%) | 15,490 (31%) | 10,569 (27%) |
| 60~64才 | 10,822 (12%) | 10,140 (14%) | 1,691 (12%) | 1,473 (13%) | 3,132 (12%) | 3,124 (14%) | 5,970 (12%) | 5,537 (14%) |
| 65才~ | 53,996 (59%) | 43,434 (60%) | 9,017 (63%) | 7,450 (65%) | 16,239 (61%) | 13,489 (62%) | 28,613 (57%) | 22,475 (58%) |

資料：農林水産省「(世界)農林業センサス」

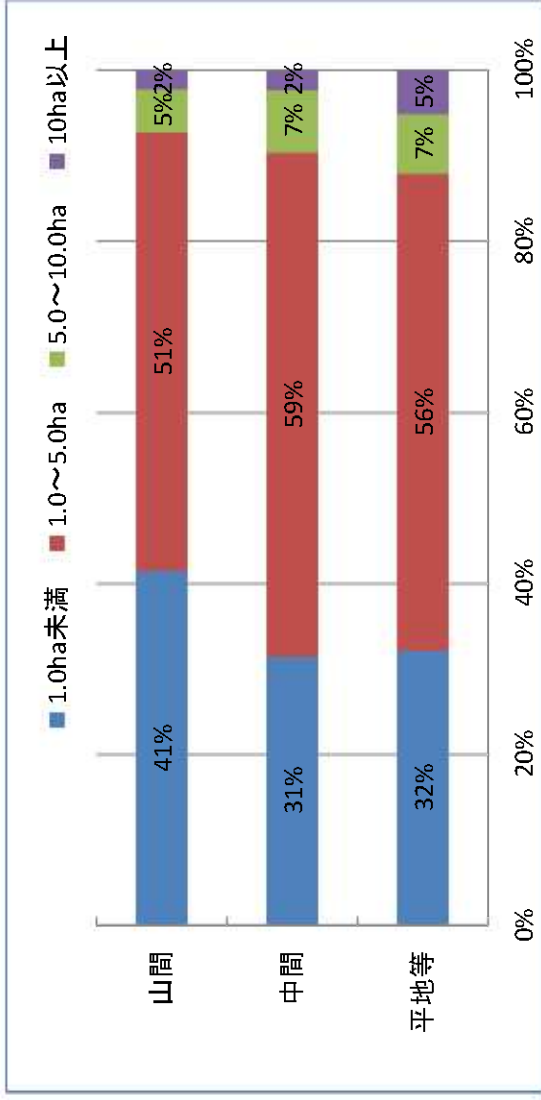
単位：人

(5) 零細な経営規模（経営面積）

中山間地域においては、狭あいな農地が多いことから、規模拡大が進み難く、特に、山間地域の1.0ha未満の農家数割合は41%で、平地農家地域の32%と比べて高く、5ha以上の大規模農家の割合は極めて低い。

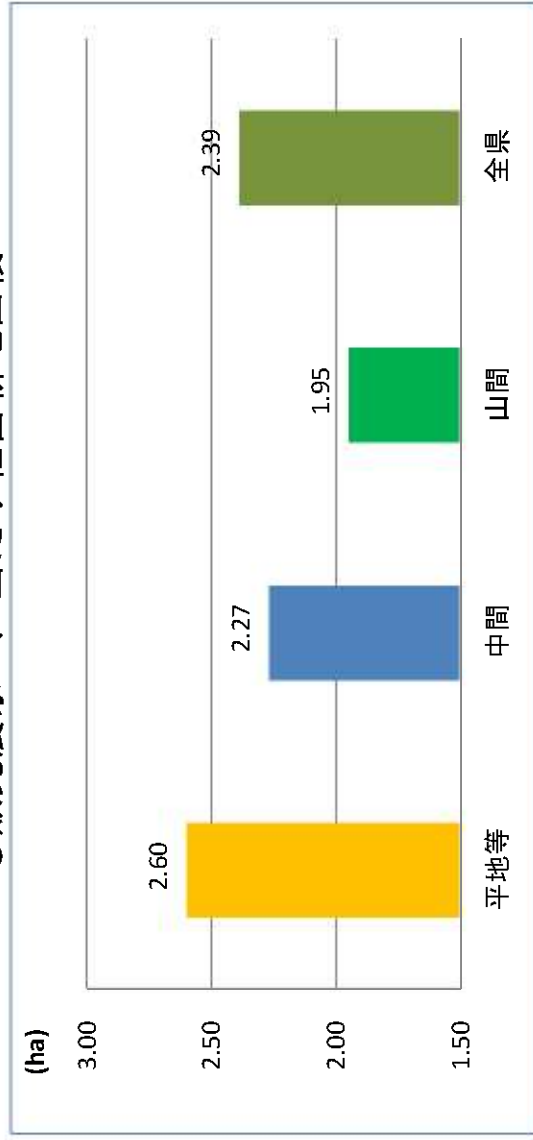
また、販売農家1戸当たりの経営耕地面積は、平地・都市農業地域の75～87%程度に止まっている。

○経営耕地面積規模別の農家数割合



資料：農林水産省の「2010世界農林業センサス」

○販売農家1戸当たり経営耕地面積



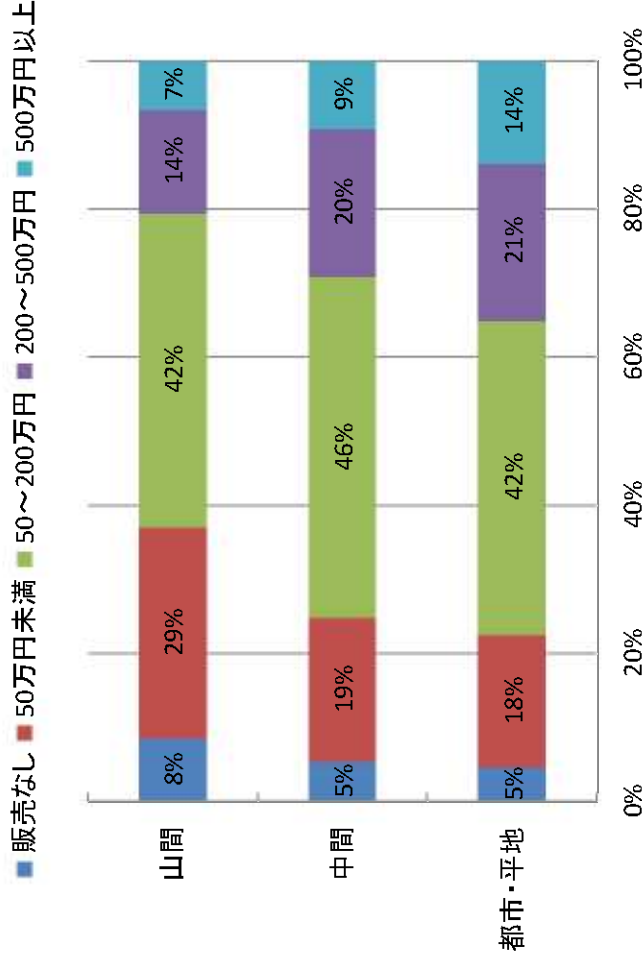
資料：農林水産省の「2010世界農林業センサス」
注：面積＝経営耕地面積／経営耕地のある販売農家数

(6) 零細な経営規模（農産物販売金額）

中山間地域においては、経営面積が小規模であることから、農産物の販売規模も低迷。

特に、山間地域では50万円未満の割合が37%で、平地農業地域の23%と比べて高く、200万円以上の販売農家の割合は極めて低い。

○農産物販売金額規模別の農家数割合



(7) 複合経営の取組に遅れ

中山間地域においては、平地農業地域に比べ、大豆、野菜、花き栽培などの複合経営の取組が停滞している。

○作物別作付経営体数と作付面積

| | 経営体数 | | | 作付面積 (h a) | | |
|----------|----------------|----------------|---------------|----------------|----------------|----------------|
| | 山間 | 中間 | 都市・平地 | 山間 | 中間 | 都市・平地 |
| 販売農家数 | 47,244 | 14,571 | 2,726 | 134,544 | 31,968 | 6,761 |
| 水稲作付経営体数 | 43,555 (92.2%) | 13,565 (93.1%) | 2,561 (93.9%) | 85,223 (63.3%) | 22,438 (70.2%) | 4,275 (63.2%) |
| 大豆作付経営体数 | 6,074 (12.9%) | 1,727 (11.9%) | 315 (11.6%) | 9,163 (6.8%) | 1,576 (4.9%) | 6,439 (8.0%) |
| 野菜作付経営体数 | 8,934 (18.9%) | 1,299 (16.5%) | 4,462 (20.1%) | 28,296 (21.0%) | 6,070 (19.0%) | 17,049 (22.0%) |
| 花き作付経営体数 | 1,016 (2.2%) | 124 (1.6%) | 80 (2.9%) | 7,181 (5.3%) | 939 (2.9%) | 4,082 (5.3%) |

注：下段は販売農家数に占める割合

資料：農林水産省「2010世界農業センサス」

(8) 認定農業者不在集落の増加

認定農業者不在集落数は減少傾向で推移してきたが、平成21年度からは増加に転じている。

中山間地域においては、平地等に比べて認定農業者が不在、または候補者自体も不在の集落の割合が高い。

○認定農業者不在集落数

| 年度 | 平13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 不在集落数 | 632 | 620 | 600 | 595 | 536 | 505 | 479 | 458 | 469 | 486 | 505 | 517 |
| 不在集落率(%) | 25 | 24 | 24 | 23 | 21 | 20 | 19 | 18 | 19 | 19 | 20 | 20 |

資料：農林政策課

○農業地域類型別の状況（平成24年度）

| | 県計 | | | 平地等 |
|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | 山間 | 中間 | 平地等 | |
| 認定農業者不在集落 | 517 (20.3%) | 147 (28.6%) | 185 (20.2%) | 185 (16.7%) |
| 候補者不在集落 | 394 (15.5%) | 101 (19.6%) | 161 (17.6%) | 132 (11.9%) |
| 全 集 落 数 | 2,542 | 514 | 917 | 1,111 |

注：下段は全集落数に占める割合

資料：農林政策課

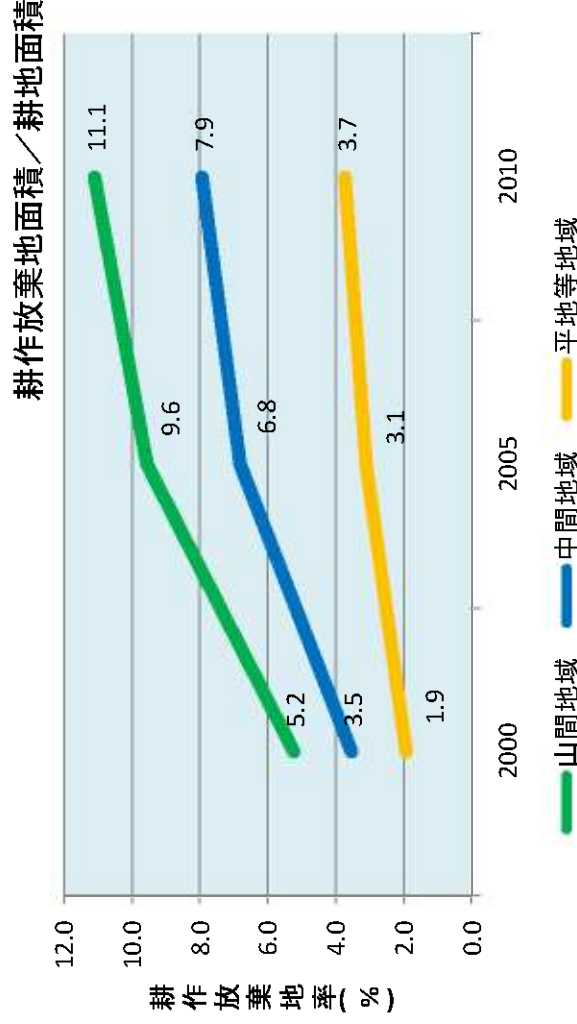
(9) 耕作放棄地の増加

山間地域の2010年における耕作放棄地率は11.1%（中間地域は7.9%）と、平地等地域の3.0倍（中間地域は2.1倍）と、農地の果たす多面的機能の低下が懸念される。

(注) 耕作放棄地

以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、この数年の間に再び耕作するはつきりとした考えのない土地をいう。

○耕作放棄地率の推移

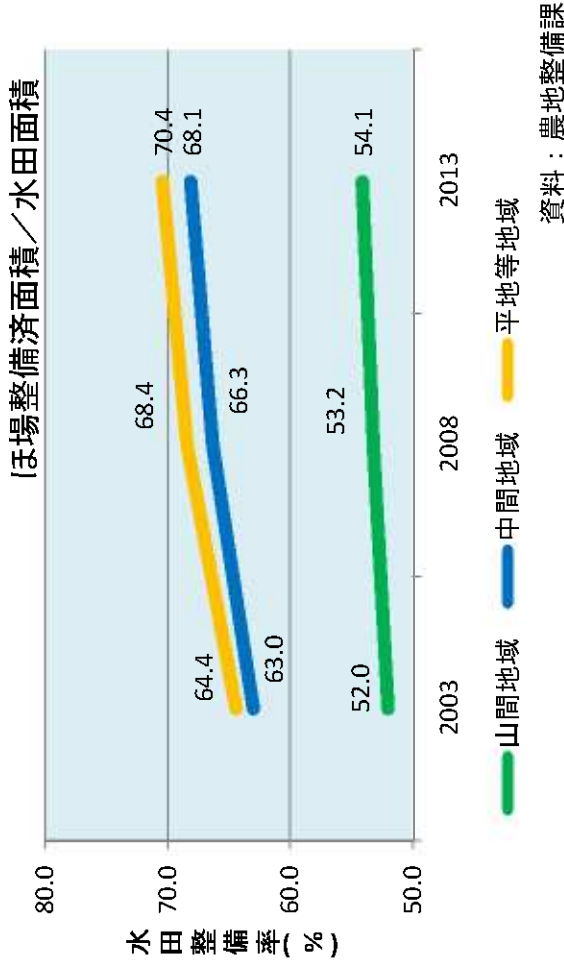


資料：農林水産省「(世界) 農林業センサス」

(10) 低い水田整備率

特に山間地域において、2013年における水田整備率は54.1%（中間地域は68.1%）と、平地等地域の76%程度（中間地域は同97%）であり、整備の遅れが顕著である。

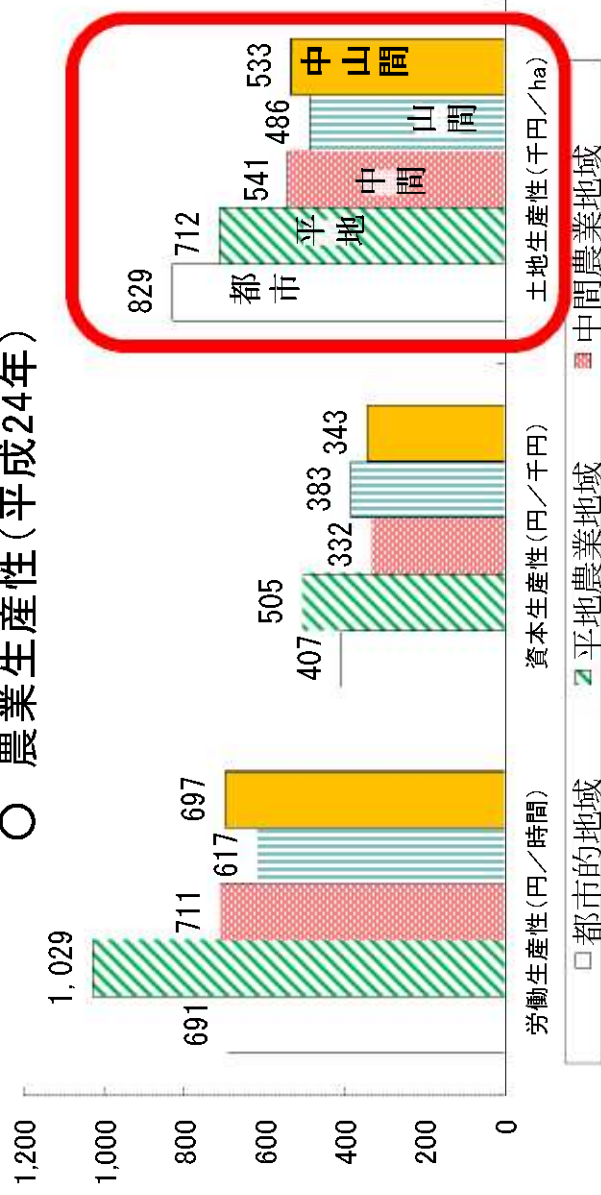
○ 水田整備率



(11) 低い農業生産性（全国の状況）

中山間地域では、耕地条件の不利性、経営規模の零細性、機械化の限界等から、農業生産性は他地域に比べて総じて低い。

○ 農業生産性（平成24年）



日本型直接支払交付金制度の推進について

◆国の日本型直接支払制度の位置づけ

- ◆ 「農林水産業・地域の活力創造プラン（H25.12）」
 - 4つの改革の一つ
 - 【産業政策】「農地中間管理機構」「経営所得安定対策の見直し」「水田フル活用と米政策の見直し」
 - 【地域政策】「日本型直接支払制度の創設」
- ◆ 「食料・農業・農村基本計画（H27.3）」
 - 講ずべき施策の一つ
 - ◇ 「食料の安定供給」「農村の振興」
 - 多面的機能の発揮を促進するため取組

◆「農業の多面的機能の発揮に関する法律」について

- ◆ 平成27年4月1日施行
- ◆ 内容：基本理念、定義、国の基本方針策定等、支援措置等
- ◆ 基本理念（第2条）（多面的機能は・・・）
 - 国民に多くの恵沢をもたらす。
 - 農産物の供給の機能と一体的のものとして生ずる。
 - 国、県、市町村が連携し集中的かつ効果的に支援する。
 - 各種の取り組みは地域住民による地域の共同活動により営まれ、地域社会の維持・形成に重要な役割を果たす。
- ◆ 予算措置として行われてきた制度を法制化し、安定的な制度運営を可能とする。

◆秋田県の日本型直接支払制度の取組方針

- ◆ 「第2期ふるさと秋田元気創造プラン（H26～29）」【県全体】
 - 戦略2 国内外に打って出る攻めの農林水産戦略
 - ◇ 施策2 秋田米を中心とした水田フル活用の推進
 - 方向性③の取組③
 - 農業・農村の多面的機能の発揮
- ◆ 「第2期ふるさと秋田農林水産ビジョン（H26～29）」【農林水産部】
 - 施策6 「農山漁村の地域づくりと環境保全対策の推進」
 - ◇ 方向性②農地等の保全と活用
 - 「農山村地域の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、農業生産活動の継続や地域住民の協働による農地・能郷用施設の維持・保全活動を推進します。」
 - 農山村地域等における多面的機能の保全
 - 中山間地域等の条件不利地域と平地のコスト差（生産費）を支援

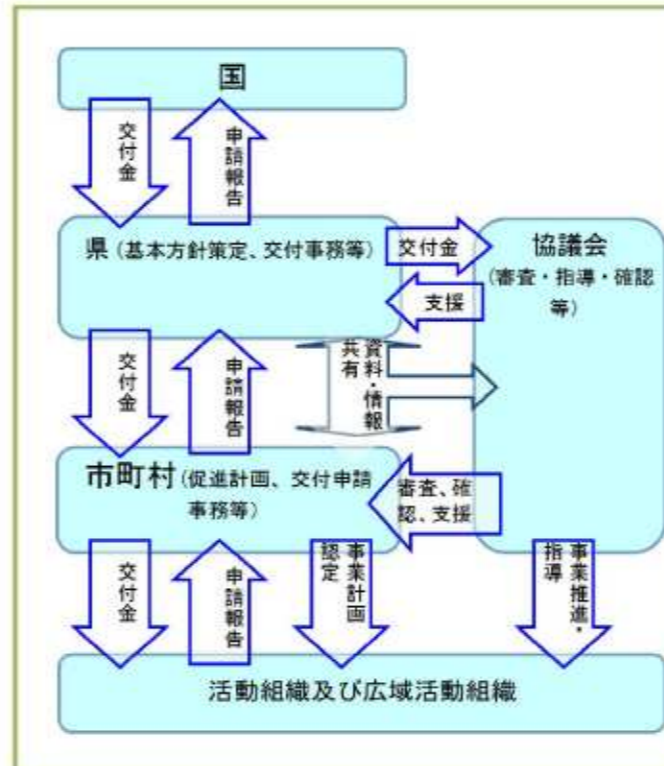
◆秋田県の日本型直接支払交付金の実施状況

| | | 耕地面積(ha) | | | 備考 | |
|------------------------|------------|----------|---------|---------|-------|------|
| | | 水田 | 畑 | | | |
| ビジョンによる耕地面積（平成24年） [a] | | 150,100 | 130,700 | 19,400 | | |
| 日本型直接支払 | 平成29年目標[b] | 多面的 | 97,300 | 95,900 | 1,400 | |
| | | 中山間 | 12,700 | 12,600 | 100 | |
| | | 計 | 110,000 | 108,500 | 1,500 | |
| | カバー率 | 73% | 83% | 8% | b/a | |
| 平成27年計画[c] | 多面的 | 多面的 | 97,300 | 95,931 | 1,369 | |
| | | 中山間 | 10,900 | 10,798 | 102 | |
| | | 計 | 105,358 | 103,887 | 1,471 | 重複面積 |
| | カバー率 | 70% | 79% | 8% | c/a | |
| | 達成率 | 96% | 96% | 98% | c/b | |
| 平成26年実績[d] | 多面的 | 多面的 | 89,175 | 87,806 | 1,369 | |
| | | 中山間 | 10,697 | 10,595 | 102 | |
| | | 計 | 97,030 | 95,559 | 1,471 | 重複面積 |
| | カバー率 | 65% | 73% | 8% | d/a | |
| | 達成率 | 88% | 88% | 98% | d/b | |

※環境型農業交付金の平成27年計画面積1,485ha
 ※日本型直接支払平成27年度目標の水田及び畑の面積は参考値で、農林水産ビジョンの記載はない。

◆多面的支払交付金の県の推進体制

○事業の普及推進、活動組織に対する指導等については、地域協議会、県、市町村が役割分担をしつつ連携をとり実施している。
 ※中山間直接支払いについては、県及び市町村で行っている。



◆日本型直接支払交付金制度の概要

- 1 多面的機能支払交付金（旧農地・水保全管理支払）**
 （負担割合 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4）
 - 1) 農地維持支払 交付金単価 3,000 円/10a（田）**
 【対象者】 農業者のみ、または農業者を含む活動組織
 【対象活動】 農業生産のための基礎的保全活動で、農地・ため池法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等
 - 2) 資源向上支払**
 - ① 資源向上（共同活動） 2,400 円/10a（田）**
 ※5年以上の継続は 1,800 円/10a(75%)
 【対象者】 農業者と農業者以外の方を含む活動組織
 【対象活動】 農地、水路、道路等の質的向上を図る共同活動で、軽微な補修、農村環境保全活動（生態系、水質、景観等）、多面的機能を増進する活動（遊休農地の利用、防災・減災、農村文化の伝承によるコミュニティの強化）
 - ② 資源向上（長寿命化） 4,400 円/10a（田）**
 【対象者】 農業者と農業者以外の方を含む活動組織
 【対象活動】 農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を実施
- 2 中山間地域等所得支払交付金**
 （負担割合（国 1/2、県 1/4、市町村 1/4））
 - **交付単価（田）**
 - 緩傾斜（1/100～1/20） 8,000 円/10a（田）
 - 急傾斜（1/20） 21,000 円/10a（田）
 - ※農業生産活動における中山間地域等の条件不利地域（傾斜等）と平地とのコスト差を支援
 - 【対象者】 5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等
 - 【対象活動】 耕作放棄地の防止、水路・道路の管理、周辺林地の下草刈り、農村環境保全等
- 3 環境保全型農業直接支払交付金**
 （負担割合 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4）
 - **交付単価**
 - 有機、緑肥作付 8,000 円/10a 堆肥施用 4,400 円/10a
 - 【対象者】 エコファーマー認定※を受けている農業者
 - 【対象活動】 化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動（緑肥、堆肥、有機農業、冬期灌漑等）
 ※エコファーマー：堆肥などを施して、化学肥料、化学農薬を減らす生産計画を県に提出し認定された農業者。

(1)の2)の①のア 多面的機能支払交付金【継続】

【ポイント】

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進する。また、これにより、担い手農家への農地集積を加速させ構造改革を後押しする。

| | |
|--------|-------------|
| H27予算額 | 3,605,300千円 |
| 事業期間 | 平成26～30年度 |

背景・現状

- 農村地域の共同活動で支えられている農地・農業用施設等を保全することで、多面的機能が発揮。
- 近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等に参加する人も減少。

課題

- 水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大。
- 担い手の規模拡大が阻害されることも懸念。
- 多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に不安。

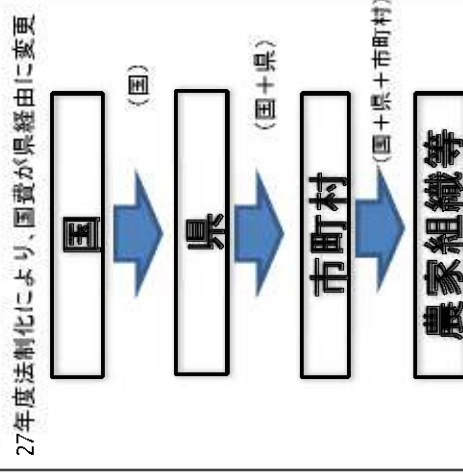
事業内容

多面的機能支払交付金

- ◆ 農地維持支払交付金
多面的機能を支える共同活動を支援
・ 支援対象 農地法面の草刈り、水路の泥上げ等
・ 交付単価 山 3,000円/10a、畑 2,000円/10a
・ 実施面積 97,300ha
・ 負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4
- ◆ 資源向上支払交付金(共同活動)
地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援
・ 支援対象 水路、農道等の軽微な補修等
・ 交付単価 山(新規)2,400円/10a、(継続)1,800円/10a
畑(新規)1,440円/10a、(継続)1,080円/10a
・ 実施面積 98,700ha
・ 負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4
- ◆ 資源向上支払交付金(長寿命化)
水路、農道等の施設の長寿命化のための活動を支援
・ 支援対象 老朽化した水路等の更新
・ 交付単価 畑 4,400円/10a、畑 2,000円/10a
・ 実施面積 8,000ha
・ 負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4

事業スキーム

【交付金の流れ】



事業目標

農山村地域の持つ多面的機能の維持・発揮を図るため、地域住民の共同活動等を支援
〔日本型直接支払実施面積(多面的機能97,300ha + 中山間地域等12,700ha) : 110,000ha (H29)〕

多面的機能支払交付金の取組について

[経緯]

- ・平成19年度から旧農地・水保全管理支払交付金として実施され、平成26年度からは制度内容の組換・名称変更により、「多面的機能支払交付金」として実施。平成27年度からは法律に基づき実施され、9年目を迎える。

[概要] 平成26年度実績

取組面積：89,175 ha（秋田県耕地面積150,100 haの59%をカバー）

組織数：1,000組織【参加者：80,503人、5,265団体（自治会、婦人会等）】

交付金：40億3千万円

交付金の特徴：農業・農村の多面的機能を維持・発揮する地域の共同活動へ支援する。

- ※ 東北では第1位の取組面積。全国では北海道655千ha、新潟県113千haに続く、第3位である。

[主な共同活動の内容]

- ・農用地の草刈り、水路の泥上げ及び農道の砂利補充等の基礎的な保全管理活動を行う「農地維持支払交付金」に取り組んだ組織は1,000組織。
- ・水路の目地補修等の施設の軽微な補修、施設への植栽等の農村環境活動を行う「資源向上支払交付金【共同】」に取り組んだ組織は855組織。
- ・土水路からコンクリート水路への更新等の施設の長寿命化のための活動を行う「資源向上支払交付金【長寿命化】」に取り組んだ組織は102組織。

[活動組織の声]

- ・子供会などの地元コミュニティとの交流が増えた。
- ・農業用施設の維持管理費削減に役立っている。
- ・地域のまとまりが向上したと感じる。
- ・役員の事務作業負担が大きい。（みんなをまとめるのが大変）
- ・必須活動として何を行わなければならないか分からない。（活動要件が理解しづらい）
- ・高齢化が進み事業の継続が不安。

[今後の取組方針]

- ・農業・農村の多面的機能の維持・発揮の為、「取組面積の拡大」を進める他、既存の活動組織の高齢化が進行し、活動の継続が難しい組織には「事務の担い手先の斡旋」や「組織の広域化」を支援していく。

(1)の2)の①のイ 中山間地域等直接支払交付金【継続】

【ポイント】

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持し、耕作放棄地の発生を防止するとともに多面的機能の維持・発揮を図るため支援する。

| | |
|--------|-----------|
| H27予算額 | 890,545千円 |
| 事業期間 | 平成27～31年度 |

背景・現状

- 中山間地域等では、高齢化が進展する中で平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利なため、生産コストが割高。
- 中山間地の農地等を維持・保全することで、国土保全など多面的機能の発揮につながっている。

課題

- 特に中山間地域では、高齢化、人口減少等により、耕作放棄地の増加等が懸念。
- さらには、中山間地域等の集落維持が危惧されており、多面的機能の維持・発揮が困難な状況。

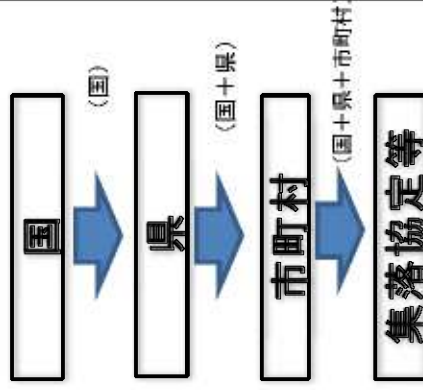
事業内容

中山間地域等直接支払交付金

- 中山間地域等の農業生産条件の不利地域と平地のコスト差を支援
 - 対象地域 特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法
 - 対象農用地 知事特認地域 法指定地域に隣接等
 - 急傾斜地 (田 1/20以上、如15度以上)
 - 自然条件により小区画・不整形な水田
 - 草地比率の高い(70%以上)地域の草地
 - 市町村長の判断により対象となる農地(緩傾斜農地(田 1/100以上、畑 8度以上))
- 交付単価 田 (急傾斜地) 21,000円/10a、(緩傾斜地) 8,000円/10a
畑 (急傾斜地) 11,500円/10a、(緩傾斜地) 3,500円/10a
- 実施面積 10,900ha
- 負担割合 法指定地域 国1/2、県1/4、市町村1/4
知事特認地域 国1/3、県1/3、市町村1/3

事業スキーム

【交付金の流れ】



農道の補修



機械の購入

事業目標

農山村地域の持つ多面的機能の維持・発揮を図るため、地域住民の共同活動等を支援

(日本型直接支払実施面積(多面的機能)97,300ha + 中山間地域等12,700ha) : 110,000ha (H29)

中山間地域等直接支払交付金の取組について

[経緯]

- ・平成12年度から実施され、平成27年度からは第4期対策となり16年目を迎える。

[概要] 平成26年度実績

交付面積：10,697ha（対象農用地12,047haの89%をカバー）

地目別カバー率 田：99、畑等：1%

協定数：629協定（集落協定：623、個別協定6）参加者：13,617人

交付金：11億3千万円（83千円/人・年）

交付金の特徴：交付金の1/2以上が個人配分されること

※ 東北では岩手県2.3万ha、福島県1.6ha、青森県1.1haに続く第4位
全国では第14位である。

※ 県内で5ha未満の集落協定が約200協定で全体の3割と小規模協定が最も多い。

[主な集落協定の活動]

- ・ 必須活動のうち、「農地の法面管理」を選択した協定が約500協定、「農作業の委託」が約300協定、また「水路・農道等の管理活動」では、すべての協定で「水路の管理」を選択している。
- ・ 2期（H17～H21）から3期（H22～H26）にかけて、31協定、延べ43台、取得に係る交付金約66,000千円、約5%の協定が機械を更新し共同利用している。
（購入機械：コンバイン、中古トラクタ、田植機、ミニバックホー等）

[集落協定の声]

- ・ 本制度を継続してほしい。
- ・ 集落内の話し合いの機会が増えた。
- ・ 高齢化が進み事業の継続が不安。
- ・ 事務の担い手が不足。

[第3期対策最終評価] 抜粋

- ・ 高齢化、担い手不足は、より深刻さを増し、この制度のみで農地や集落を維持するには限界がみられる。災害発生防止、景観維持等のための多面的機能を維持・保全することは重要であるが、どのようにして高齢化、担い手不足等の課題を克服していくのか、当該集落はもちろんであるが、周辺地域、市町村、県等、広く議論する必要がある。

[第4期対策の取組方針]

- ・ 農地は貴重な財産であるとともに、その農地を維持していくことは集落の維持につながるため、「取組面積の拡大」を進める。また、高齢化が進行し活動の継続が難しい協定には「事務の担い手先の斡旋」や「協定の広域化」を支援していく。

《(1)の2》の①のウ 環境保全型農業直接支払交付金【継続】 水田総合利用課所管

【ポイント】

環境問題に対する国民の関心が高まる中で、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくための農業生産活動を支援する。

| | |
|--------|-----------|
| H27予算額 | 81,705千円 |
| 事業期間 | 平成27～31年度 |

背景・現状

- 農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るため、意欲のある農業者が農業を継続できる環境を整え、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要。
- 近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じている。

課題

- 環境保全に資する農業生産活動は地域で点在しているため、地域でまとまりをもって取り組むよう普及推進を図る必要がある。
- 自然環境の保全に資する農業生産活動を支援することにより、多面的機能を今後とも発揮させていく必要がある。

事業内容

環境保全型農業直接支払交付金

◆ 自然環境の保全に資する農業生産活動に対して支援する

・対象活動

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動としている。

(1) 地球温暖化防止に資する活動

- 1) カバークロップの作付け(緑肥を水田に鋤込む)
- 2) 炭素貯留効果の高い堆肥の施用
- 3) 草生栽培(樹園地に緑肥を作付け)
- 4) リピングマルチ(畑の畝の間に緑肥を作付け)

(2) 生物多様性保全に資する活動

- 1) 有機農業(化学肥料・化学合成農薬を一切使用しない農法)
- 2) 冬期湛水管理(鳥類の生息場所を確保するため水田に水をためる)

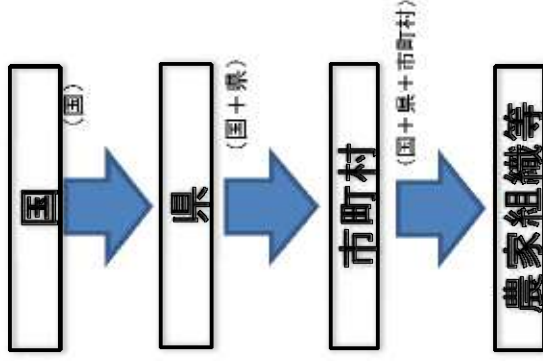
・交付金単価

- ・カバークロップの作付け: 8,000円/10a
- ・堆肥の施用: 1,400～2,200円/10a(堆肥の種類により変動)
- ・草生栽培: 8,000円/10a
- ・リピングマルチ: 8,000円/10a
- ・有機農業: 8,000円/10a(雑穀等・飼料用作物は3,000円/10a)
- ・冬期湛水管理: 8,000円/10a

※負担割合 国:1/2、県:1/4、市町村:1/4

事業スキーム

【交付金の流れ】



事業目標

農山村地域の持つ多面的機能の維持・発揮を図るため、地域住民の共同活動等を支援し、自然環境の保全に資する農業生産活動の普及

環境保全型農業直接支払交付金の取組について

【目的】

- ・新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の導入を促進する。

【概要】

- ・化学肥料・化学合成農薬の5割低減に加え、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者グループに対して支援を行う。

【事業参加要件】

- ・申請者は、販売を目的として生産を行う農業者グループとし、次の要件を全て満たすこと。

- ①エコファーマーであること
- ②農業環境規範に基づく点検を実施していること
- ③自然環境の保全に資する推進活動を実施すること

注) エコファーマー：持続農業法に基づき、「土づくり技術、化学肥料・化学合成農薬の低減技術」の導入計画を作成し、県が認定した農業者。

農業環境規範：環境と調和のとれた農業生産活動の基本的な事項を示したもの。

推進活動：農作業体験等の交流会の開催や、環境の保全に関する検討会の実施等。

【対象活動】

具体的な対象活動は次のとおり。

(1) 地球温暖化防止に資する活動

- 1) カバークロップの作付け（緑肥を水田に鋤込む）
- 2) 炭素貯留効果の高い堆肥の施用
- 3) 草生栽培（樹園地に緑肥を作付け）
- 4) リビングマルチ（畑の畝の間に緑肥を作付け）

(2) 生物多様性保全に資する活動

- 1) 有機農業（化学肥料・化学合成農薬を一切使用しない農法）
- 2) 冬期湛水管理（鳥類の生息場所を確保するため水田に水をためる）

【活動別の交付金】

- ・カバークロップの作付け：8,000円/10a
- ・堆肥の施用：1,400～2,200円/10a（堆肥の種類により変動）
- ・草生栽培：8,000円/10a
- ・リビングマルチ：8,000円/10a
- ・有機農業：8,000円/10a（雑穀等・飼料用作物は3,000円/10a）
- ・冬期湛水管理：8,000円/10a

※負担割合は、国：1/2、県：1/4、市町村：1/4

【平成26年度実績及び平成27年度見込】

(1) 平成26年度実績

交付面積：1,363ha、交付額：94,400千円、交付申請数：273

(2) 平成27年度見込（申請の提出期限は8月末）

交付面積及び交付額は増加する見込であるが、交付申請数は今年度から農業者グループでの申請となったため、大幅に減少する見込である。
（昨年度までは個人申請でも可）

① 地球温暖化防止効果

農地に施用された堆肥やカバークロープとして作付けされた緑肥等の有機物は、多くが微生物により分解され大気中に放出されるものの、一部が分解されにくい土壌有機炭素となり長期間土壌中に貯留されることから、このような取組を推進することにより、地球温暖化防止に貢献することが期待。

② 生物多様性保全効果

冬期湛水管理は、鳥類へ餌場やねぐらを提供する等、冬場における生物の生息場所の提供を目的に実施されており、地域の生物多様性保全に効果。また、有機農業は農薬を使わないことから、生物多様性保全効果が期待。

(1)の2)の② 中山間ふるさと・水と土保全対策事業及び中山間ふるさと・水と土保全推進事業

【ポイント】

中山間地域の抱える課題を解決するため、農地等の多様な地域資源を活用し、地域住民と地域を応援する支援者との交流の活性化を通じて地域活性化を図るとともに、持続可能なビジネスモデルの創出等により、ふるさと秋田づくりを総合的に支援する。

| | |
|--------|-----------|
| H27予算額 | 21,403千円 |
| 事業期間 | 平成25～29年度 |

背景・現状

- 少子高齢化や過疎化、農業所得の低迷による耕作放棄地の増加など、地域の活力低下が懸念。

▶ 高い高齢化(65才以上)率
 (山間65% 平地58%)
 ▶ 高い耕作放棄地率
 (山間11.1% 平地3.7%)

課題

- 地域を応援する支援者の拡大
 (多様な地域資源を活用した「ふるさとオーナー制度」の取組強化)
- 多面的機能の維持・発揮
 (棚田等の保全管理、営農継続による多面的機能維持・確保)
- 地域活動リーダーの育成
 (地域活性化プログラムの実践や、ワークショップ等の強化)

事業内容

1 ふるさと秋田応援オーナー促進事業 (4,047千円)

- (1) 秋田応援オーナー等の受入モデル地区の発掘
 ・モデル地区数：新規5地区(30万円/団体)
 継続8地区(10万円/団体)
- (2) 受入モデル地区の現地見学会・交流会等の開催
 ・体験バスツアー：3か所(業務委託)

2 中山間地域土地改良施設等保全対策事業 (17,356千円)

- (1) 調査研究事業 (9,132千円)
 ア 中山間地域の保全調査
 イ 再生エネルギー生産・利用システムの実証
 ウ 農福連携マッチング調査(8地区ほか)
- (2) 推進事業 (5,816千円)
 ア 子供たちの農業・農村体験学習(2校ほか)
 イ "Akita活力人"ちいき応援プログラムの実践(2地区)
- (3) 研修事業 (2,408千円)
 ア 県内研修(ワークショップ等による人材育成)
 イ 全国研修(「ふるさと水と土指導員」研修等)

事業スキーム

